

I. 計画の策定

1. 計画の策定にあたって

(1) 計画の位置付け

本計画は、障害者基本法第 11 条第 3 項で規定されている市町村障害者計画として策定します。

「神戸市民の福祉をまもる条例」に基づき策定される「こうべの市民福祉総合計画」の分野別計画であり、「障害者総合支援法」第 88 条第 1 項に基づき策定した「第 4 期神戸市障がい福祉計画」（平成 27 年 3 月策定）と一体となって障がい者施策を推進します。

(2) 計画の期間

本計画の計画期間は、平成 28 年度～平成 32 年度までの 5 年間とします。

(3) 計画の対象

障害者基本法において、障がい者は、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。」と定義されており、本計画の対象者も同様とします。

(4) 計画の策定・推進体制

本計画の策定にあたっては、「障害者施策推進協議会」において、当事者の意見や、障がい者生活実態調査、地域自立支援協議会からの意見などをふまえて、議論を行いました。

また、暮らしに関する施策について重点的に検討するため、障害者施策推進協議会に「暮らし分科会」を設置して、計画策定の審議を集中的に行いました。

暮らし分科会の意見については「IV. 資料」に掲載しています。

本計画は、国の「障害者基本計画（平成 25 年 9 月）」及び県の「ひょうご障害者福祉計画（平成 27 年 3 月）」と本計画が相互に関連・連携しつつ、整合性をとりながら、国・県と協力し取り組みを進めていきます。

特に広域的観点から対応する入所施設の整備や精神障がいのある人の地域移行などについては、県と連携し施策を推進していきます。

計画策定後も P D C A サイクルを導入した評価・検証を行うとともに、国の動向や社会情勢などに応じて、本計画の見直しを検討していきます。

2. 基本目標

障がいのある人が、自らの意思決定に基づき、一人ひとりに応じた支援を受け、個人として尊重され、地域のなかで安心してともに暮らし、活躍できる“こうべ”をみんなで作っていきます。

本計画においては、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるという理念にのっとり、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共に暮らすことのできる社会の実現をめざしていきます。

障がいのある人が、どこで誰とどのように生活するかについて選択の機会が確保されることが重要です。福祉サービスや住まい、医療など、自らの意思で選択することができるよう支援し、障がいのある人の意思決定を尊重します。

障がいのある人の高齢化や重度化が進むなか、地域のなかで安心して住み続けていくためには、親が亡くなった後や家族による支援が難しくなった場合も含めた支援が必要です。

そのため、身近な地域に住まいが確保され、地域において一人ひとりの状況に応じた福祉や医療サービスが受けることができ、高齢化や重度化、『親なき後』を見据えた暮らしを支える支援に取り組み、安心して地域で暮らし続けていけるようにしていきます。

『親なき後』

親が亡くなった後などの暮らしについての不安があり、親亡き後対策が課題となっています。本計画では、暮らし分科会における審議により、「親が亡くなった後だけでなく、家族による支援が難しくなった状態」を含めて『親なき後』としています。

障がいのある人の人権を確保するため、差別解消や権利擁護、啓発活動を推進し、障がいのある人が自分らしく、ともに学び、働き、暮らすことができ、だれもがその能力や適性に応じて活躍できる社会をつくっていきます。

「障害」のひらがな表記

本計画においては、「障害」を「障がい」と表記しています。ただし、法令や制度、施設名、団体などの固有名詞については、漢字で「障害」と表記しています。

「障害」のひらがな表記については、障がいのある人や関係者の中でも意見が分かれています。国の障害者政策委員会の意見では、「法制上の「障害」の表記のあり方について、障害者権利条約における新しい障害の考え方を踏まえつつ、今後の国民、特に障害当事者の意向を踏まえて検討」とされています。

神戸市では、「神戸市障がい者保健福祉計画 2010 後期計画（平成 19 年 2 月策定）から、計画の中で「障がい」と表記しています。ただ「障がい」も一般的な表記でないため、本計画においても試行的に実施するものとします。